

平成24年4月20日

邦人安全対策連絡協議会 ジョージア州（アトランタ）

1 総領事館管轄概要 ～ 管轄は東南部の5州（バージニア～アラバマ）

(1) 面積 合計 622787 平方キロ（日本の1.65倍）
日本 約 378000 平方キロ

ジョージア州 約 153909 平方キロ

バージニア州 約 110785 平方キロ

ノースカロライナ州 約 139389 平方キロ

サウスカロライナ州 約 82939 平方キロ

アラバマ州 約 135765 平方キロ

(2) 邦人数（H22/10/1） 合計 23766人（前年比4.68%増）
（長期滞在者：14333人，永住者：9433人）

ジョージア州 7640人

バージニア州 6645人

ノースカロライナ州 5689人

サウスカロライナ州 1881人

アラバマ州 2160人

(3) 他公館との比較

管轄地内の邦人数は全体で12番目に多い

アトランタ都市圏の邦人数は全体で36番目に多い

2 犯罪情勢

(1) 連邦検事局ジョージア州北部事務所サリー・イエーツ検察官は、「アトランタ市は、「違法薬物の流通拠点」、「銃器取引の拠点」、「人身売買の拠点」で、多種の犯罪が混在する都市」と説明しています。

各地での犯罪は減少しているものの、日本と同じ感覚で振舞えば、事件の被害者になる可能性が高まります。犯罪の被害者にならないためには、当地の治安情勢については日ごろから注意しておく必要があります。

(2) 犯罪の認知件数

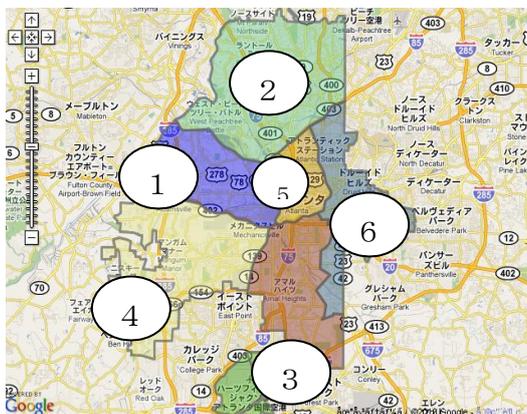
ア アトランタ周辺都市（FBI：2010年統計）

都市名	人口	凶悪犯罪	殺人	強姦	強盗	加重傷害	財産犯	侵入窃盗	窃盗	自動車盗	放火
ノークロス	10,870	54	0	7	28	19	354	94	228	32	2

マリエッタ	65,318	462	2	10	136	314	2,857	723	1,968	166	6
アルファレッタ	50,392	49	0	2	24	23	1,467	189	1,253	25	1
ダルース	26,199	42	1	3	15	23	643	140	469	34	0
ロズウエル	85,461	131	0	16	65	50	1,862	429	1,334	99	5
サンデー・スプリング	82,898	189	7	18	115	49	2,666	718	1,756	192	
ピーチツリー・シティー	33,956	12	0	2	3	7	475	44	365	66	8
ジョーンズ・クリーク	59,893	50	0	5	13	32	644	159	471	14	0
アトランタ (2010)	536,472	5,749	93	89	2,162	3,405	30,800	8,016	17,741	5,043	95
アトランタ (2011)		6,097	88	148	2,343	3,518	30,114	7,499	17,244	5,371	計上なし

イ アトランタ市の犯罪認知件数 (2011年:各警察署)

	第1分署	第2分署	第3分署	第4分署	第5分署	第6分署
殺人	25	1	22	19	9	12
強姦	30	16	34	37	16	15
加重傷害	885	152	960	806	402	311
強盗	419	166	525	492	459	282
住居侵入	1498	733	1840	2043	491	894
窃盗	1836	3195	2422	2574	4944	2303
自動車盗	885	493	1179	1222	852	740



コメント

お住まいの地区を確認し、犯罪被害に巻き込まれないよう注意ください。

在宅中も戸締まりを心がけ、危険地帯への夜間の外出は控えましょう。

2 犯罪被害に遭わないための対策 ～ なによりも、日頃の注意と工夫が大切です ～

(1) 日常生活において

- ◇ 在宅時も常に施錠する。
- ◇ 外出時、就寝時は必ず施錠。施錠確認の習慣を身につける。
- ◇ 貴重品類の保管場所は常に見直す。
- ◇ 必要な防犯機器は費用を惜しまずに設置する。
- ◇ 屋外の窓下には箱などを置かない。賊が侵入しにくい環境をつくる。
- ◇ 不意の来訪者がある場合は、ドアを開ける前に十分に相手の身元を確認する。
- ◇ 日頃から「異常」がないか確認する習慣をつける。
- ◇ 監視されている可能性もあるので、勤務先等への移動のパターンをいくつか作る。
- ◇ ご近所から周辺の治安情報について収集。異常があればすぐに対策をとる。
- ◇ 身近に迫った異常については、「冷静」に対応策を考えて行動する。
- ◇ 「緊急連絡網」を作って電話の傍に置いておく。

(2) 夜間外出するとき

- ◇ 絶対に暗い場所を一人で歩かない。
- ◇ 目的地までの移動は素早く行う。寄り道はできるだけ避ける。
- ◇ 街中では、不審な人物がいらないか常に注意する。背後の気配にも注意する。
- ◇ 多額の現金、不要な貴重品は持ち歩かない。
- ◇ 強盗に襲われた場合は、身体の安全を最優先して、無理な抵抗をしない。

(3) 長期間留守をするとき

- ◇ 戸締まりの確認を必ずしてから外出する。
- ◇ 新聞、郵便物が溜まらないよう、業者、郵便局に配達の一時的停止を手続きするか、隣人、友人の協力を得るようにする。
- ◇ 夜間照明のタイマー点灯で、在宅と思わせる工夫をする。
- ◇ 家の鍵を足ふきマットの下や植木鉢の中などに隠し置きしない。

(4) 自家用車について

- ◇ 「安全運転」を心掛け、駐車時その場所が安全か確認する。
- ◇ 駐車中は、必ずドアをロックする。
- ◇ 駐車中の車内には犯罪を誘発するようなバック類を置かない。
- ◇ アラームなどの防犯装置の設置を検討する。
- ◇ 運転中に尾行されている可能性もあるので、異常を感じたら、安全な場所（例えば車の通りの多い場所）に避難する。
- ◇ 日常の運転ルートを複数用意しておく。
- ◇ 運転前に、車の周り、内部に異常がないかを確認する。
- ◇ 運転中は、常に回りの状況を確認する。
- ◇ 道路地図、緊急連絡先などを常備しておく。

3 交通事故防止

(1) 情勢

- ア アトランタ市の交通事情 ～ 全米でワースト10位 ～
- イ 全米の交通事故死亡者数 ～ 3万人以上 ～

(2) 安全運転のための基礎知識

ア 飲酒運転はしない。～邦人が逮捕される事案も発生しています。

罰金（1,000ドル以下）、48時間の禁固刑などがある。

「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の鉄則を守りましょう。

- イ 疲労は大敵、早めの休憩を
- ウ シートベルト着用は常識
- エ 慣れない夜間の運転は事故のもと
郊外に出ると真っ暗で標識も見えないようなところもある。
- オ 慣れない自然環境に注意

広大な平原など平坦な道路では、注意力も低下します。居眠りやオーバースピードに注意を。突然のサンダーstormでは突然視界が奪われることもあります。

(3) 運転中の携帯電話の使用制限

- ア 18歳未満～携帯電話の使用の禁止
- イ 18歳以上～携帯メール機能の使用禁止
 - ・ 禁止事項～画面を見ること、文字を入力すること、送受信すること
 - ・ 赤信号で停車時に使用する場合も同様
 - ・ 反則金～150ドル
 - ・ 例外～犯罪行為についての通報や人命に関する場合

4 生活習慣の違いについて

(1) 親子の関係（当館ホームページも併せてご確認ください）。

www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/shinken

ア 子供の親権問題

米国の国内法（刑法）では、父母のいずれかが親権（監護権）を有する場合又は離婚後も子供の親権を共同で有する場合、一方の親が他方の親の同意を得ずに子供を連れ去る行為は重大な犯罪（実子誘拐罪）とされています。

イ 虐待・体罰など

子供への体罰は虐待とみなされ、刑事訴追されることもあります。

小学生（女子）が「父親とお風呂に入るのが好き」とする作文が警察の知るところとなり、父親が逮捕された児童虐待の容疑で逮捕された事案もあります（他公館管内発生）。

ウ 子供の留守番について

(ア) ジョージア州は子供の留守番について次のような指針を定めています。詳細は、各地の教育委員会若しくはお子さんの通学先などにご確認ください。

- ・ 8歳以下の子供は一人で留守番させない。
- ・ 9歳から12歳の児童は、その発育の状況に応じて短時間（目安として2時間以内）留守番しうる。
- ・ 13歳以上の児童は、発育の状況に応じて一人で留守番しうるが、留守番の時間は12時間若しくは夜間に及ばないように配慮すること。
- ・ 発育障害等のある児童を一人で留守番させない。

(イ) 児童に伝えるべき事項

- ・ 緊急時の連絡先（「911」通報など）
- ・ 緊急時の対処報報（火災発生時の対応や不審者が来た場合の対応）
- ・ 父母の携帯番号や職場の連絡先、自宅の住所（通報受理者に伝えることができるか）
- ・ 信頼のおけるご近所の連絡先
- ・ 言葉に不自由がある場合の対処方法（ご近所の方等に助けを求める等）

(2) 家庭内暴力

ア 国際結婚されている方の中には、外国人の相手とのコミュニケーションギャップや価値観の違いから、虐待や深刻な事態に直面している方もいらっしゃいます。

家庭問題にかかる相談は早めに関係団体・機関へご相談ください。当館でも、必要に応じて、問題可決のための助言を行っています。

イ 日本人同士の夫婦の場合でも、日本と同じような感覚で夫婦喧嘩をしまい、当事者の一方が当地警察に逮捕される事案が発生しています。

ウ 相談窓口：

警察（911）の他、

The Hotline www.thehotline.org 1-800-799-SAFE などもあります。

～ 最近の逮捕事案 ～

○ 米国内の空港で些細なことから口論となり、公衆の面前で妻が夫を平手打ちしたこと、同妻が警察に逮捕された事案。

○ 夫婦で自宅で飲食中に些細なことで口論となり、夫から家の外に追い出された妻が、屋外で泣いていたため、隣人が警察に通報し、夫が警察に逮捕された事案。

5 災害・テロ対策

(1) 最近の事例

平成23年4月25～28日かけて米国南部でEF5に達する竜巻(4本)発生しました(米国での年間のEF5は3本程度)。死者の合計は322名(アラバマ州死者239名)となり、1925年米国南部発生 of 巨大竜巻被害以降、最悪の惨事となりました。(竜巻脅威度については[こちら](#))

(2) 災害対策

ア 緊急事態への日頃の準備

「緊急事態」に備えて、日頃からの準備が大切です。

いざというときの家族の集合・避難場所を複数決めておきましょう。

「非常用物資(目安:2週間は凌げる量)」を身近にまとめて管理しておきましょう。

(ア) 非常用持ち出し物資

- ◇ 飲料水(1人1日当たり1ガロン) ・長期保存可能な食料品・医薬品
- ◇ 履き物 ・衣類(季節に合わせた着替分も) ・家族全員の医療情報リスト
- ◇ パスポート ・現金 ・クレジットカード類 ・貴重品 ・自宅と自動車のスペアークイ
- ◇ ラジオ ・懐中電灯(予備の電池も) ・マッチ ・地図 ・折りたたみ傘
- ◇ 洗面道具・トイレットペーパー・ビニールシート・固形燃料
- ◇ 携帯用の鍋 ・やかん ・紙皿 ・紙コップ ・割り箸 ・缶切り・栓抜き
- ◇ 帽子 ・サングラスなど

(イ) 連絡先リスト

- ◇ ご家族全員の携帯電話番号 ・勤務先 ・最寄りの病院・警察
- ◇ ホームドクター ・学校 ・日本の大使館・総領事館などの電話番号

イ 緊急事態が発生したとき

(ア) 落ち着いて冷静に対処。

- ・ 冷静に行動する。根拠のない「噂」に惑わされない。パニックに陥らない。
- ・ 群衆に近づかない、群衆の動きにまどわされない。

(イ) 最新情報の入手に努めましょう。

- ✓ CNN、NBC、FOXなどのTVニュース
- ✓ 国土安全保障省(緊急情報) <http://www.fema.gov>
- ・ 日本の外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

・ 在アトランタ日本国総領事館

- 代表電話番号 404-240-4300
- FAX 404-240-4311

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html#anzen>

(2) 米国のテロについて

平成23年4月以降、米国の脅威度の表記方法が変更されています。

新しい表記方法 ～ 「elevated (高い)」、「imminent (切迫している)」

詳細は、米国土安全保障省のHPをご確認ください。

http://www.dhs.gov/files/programs/Copy_of_press_release_0046.shtm

(3) 空港の利用について

ア 一般的な注意事項 ～ 空港保安検査場での注意 ～

- ・ 液体、ペースト状物品の機内持ち込み制限
- ・ ライター、刃物等の危険物の持ち込み禁止
- ・ TSA ロック以外の鍵は破綻検査の対象。
- ・ その他、身分証明書の提示、靴の着脱、ノート型パソコンの取り出し等については、事前に下記のサイト等でご確認下さい。

www.tsa.gov

イ フル・ボディー・スキャナ、パットダウン

- ・ TSA は検査に対する協力を求めています。

検査を拒否した場合、搭乗を拒否されることもあります。

ウ 空港到着の目安 ～ 出発には余裕を持って ～

- ・ 国内線 : 搭乗開始の1時間30分以上前に
- ・ 国際線 : 搭乗開始の2時間以上前に

6 オンライン安否確認システム

海外での大規模緊急事態の際にホームページ上で邦人の安否を確認するシステム(詳細別添参照)。本システムの開設に伴い「全米・カナダ邦人安否確認システム」の運用は終了しました。

詳細は: 当館HP 生活安全情報参照ください。

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html#anzen>

7 領事班からのお願い

(1) 旅券の管理と有効期限について

パスポートは、日本国政府が発行する国際的身分証明書であり渡航文書です。有効期限が切れてしまうと再発行の手続きなどが必要となります。夏休みに、一時帰国や米国外に渡航される方は、今一度旅券の所在と有効期間の確認をお願いします。

(3) 「在留(転出・変更)届」提出について

緊急事態が発生した場合、当館は、「在留届」に基づいて調査します。「在留届」の提出をお忘れのないようお願いします。その他、帰国・転居時等の「変更届」、「在外選挙」などの提出も併せてお願いします。

在アトランタ総領事館

現在 One Alliance Center,
3500 Lenox Rd. Suite 1600
Atlanta, GA 30342

新 Phipps Tower,
3438 Peachtree Rd. Suite 850
Atlanta, GA 30326

<http://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/index.html>

電話 404-240-4300

メールでのお問い合わせは : consulate@aa.mofa.go.jp